

## アスベスト（石綿） 関連費用の取扱い

アスベストが、学校の壁や自転車のタイヤ等身近なところで使用されていたためにますます社会問題化しています。

今回は、アスベストの調査費用や除去費用が税務上どのように取り扱われるか考えてみたいと思います。

### (1) アスベストの調査費用

所有している建物等にアスベストが使用されていないかどうか、調査申し込みが殺到して、すぐに調査開始できない地域もあるそうです。

建物のなかにアスベストが含まれているかどうかの調査費用は、平均的に15万円前後の金額が必要とされるといわれています。

会社としては、この調査費用がどのように扱われるか気になるところです。

現状では、この調査費用は、その全額を一時

の損金の額に算入することができます。その根拠としては、調査によって資産を取得するための関連費用とはされないためです。

会計的な表示としても、その勘定科目については、一般管理費のなかに入っていれば特に問題視されることはないでしょう。

なお、特定の自治体では、調査費用の一部を補助しているところもあります。実際の支出調査費用の半額近くを補助している場合もあるようです。

この場合、税務的扱いとしては、調査費用全額を損金算入し、その補助金収入については、益金算入することになります。

### (2) アスベストの除去費用

自社建物等にアスベスト等の存在が確認された場合には、当然に除去する作業が生じます。この除去費用についても、税務上、一時の損金（原則的に）として扱われます。

アスベストの除去については、緊急性がさげばれていますので、速やかに実行することが望まれます。

## ナマの税務相談室

**Q** 先生、ご存知のとおり夫が16年9月4日亡くなりましたが、実は夫の特株M酒造KK3,000株があり、相続人で世襲するものがおりませんので、M酒造側で、よかったです会社株主の希望者に売却方の要請がありました。

**A** 3,000株はどなたが相続されたのですか。

**Q** ハイ、本年9月末日会社の事業年度に併せて妻の私に名義変更いたしました。

**A** 残念ながらM酒造は今無配ですね。

**Q** そうです。私の夫は株価は25円だと、生前に！

**A** 将しくそうです。処で、お売りになりたいということですが、いくらでお売りになりたいのですか。

**Q** 25円で売らなければいけないということはないのですか。せめて額面の50円、

## 非上場株式を 売りたい

あわよくば100円で。

**A** 会社側の話では、副社長一族が購入希望とか、副社長は購入に不利な立場ですから、多分ご子

息か奥様名で購入をと、願っていますよ。

**Q** 副社長が不利とは、副社長は株数が増加して、株主相互間で重きをなすのでは。

**A** 理屈はそうですが、税の上では役員は本則株価より安く購入の場合、安い差額に贈与税がかかります。本則株価は今期約2,800円です。ご主人の株価25円は配当還元株価なのです。そうはいつでも、売り買いの話は阿吽の呼吸。

**Q** 先生、私には、売って利益発生の際は株式の譲渡所得とか。それでは、会社の株の原価は。

**A** 明確ではないですが、株の原価は多分50円でしょう。例えば、150円で売れたとして30万円の利益です。税金は地方税とも20%の税率で6万円です。